

橋本市長期総合計画

第Ⅱ章 基本構想（案）の検討

※この基本構想（案）は、現在作成中であり、
内容等については、決定したものではありません。

平成29年11月28日

政策企画室

第 II 章

基本構想

1. めざすまちの姿
2. まちの将来像の実現
3. 将来の人口
4. 将来の都市構造について

本市がまちづくりを進める上での基本となる考え方としての「基本理念」と、めざすまちの「将来像」を示します。

基本理念

橋本市は雄大な流れの紀の川と、伊勢街道、高野街道が交差する要衝として栄え、金剛生駒紀泉国定公園・高野山町石道玉川峡県立自然公園に縁取られた豊かな自然の恵みを享受し、人が行き交う中で歴史ある文化と産業を育んできました。

私たちは、この恵まれた自然と先人が築き上げてきた歴史文化・産業を次代に継承するとともに、新しい時代に対応したまちづくりを進めていかなければなりません。

現在、人口減少と社会構造の変化による少子高齢化が進行し、地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、雇用の創出や商工業の振興などによる経済活動を活発にする取組みが望まれる一方、保健・医療体制の充実や子育てしやすい環境づくり、生活の安全確保など、暮らしに直結する課題への対応が求められています。

こうした課題に対処し、持続可能なまちづくりを推進していくためには、市民と行政による協働のまちづくりをさらに進めていくことが重要となります。

これからまちづくりの方向性を明らかにし、市民とともに将来を見据え、元気なまちを創り出していくために、次のとおりまちづくりの基本理念を定めます。

基本理念

- ◆ ふるさとを大切にし、一人ひとりが輝き、互いの人権を尊重しあう、優しさ・あたたかさのあるまちをめざします
- ◆ 地域資源をいかした、活力ある産業と多様な経済活動を生みだすまちをめざします
- ◆ 緑豊かで美しい自然をいかし、優れた生活環境があるまちをめざします
- ◆ 安全・安心な暮らしをつくり、子どもから高齢者までともに助け合い、いきいきと暮らせるまちをめざします
- ◆ 充実した教育・学習機会があり、伝承と創造の精神と豊かな資質を持つ、次代につながる人材と文化が育つまちをめざします

将来像

紀の川を代表とする豊かな自然と伝統ある文化に育まれたふるさとを大切にし、誰もが生きがいや夢の実現をめざして未来へ羽ばたくとともに、誰もが互いを思いやる優しさあたたかさが湧きあふれ、賑わいと活力がある「元気なまち」を、みんなで創り出していくことをめざし、次のとおり将来像を定めます。



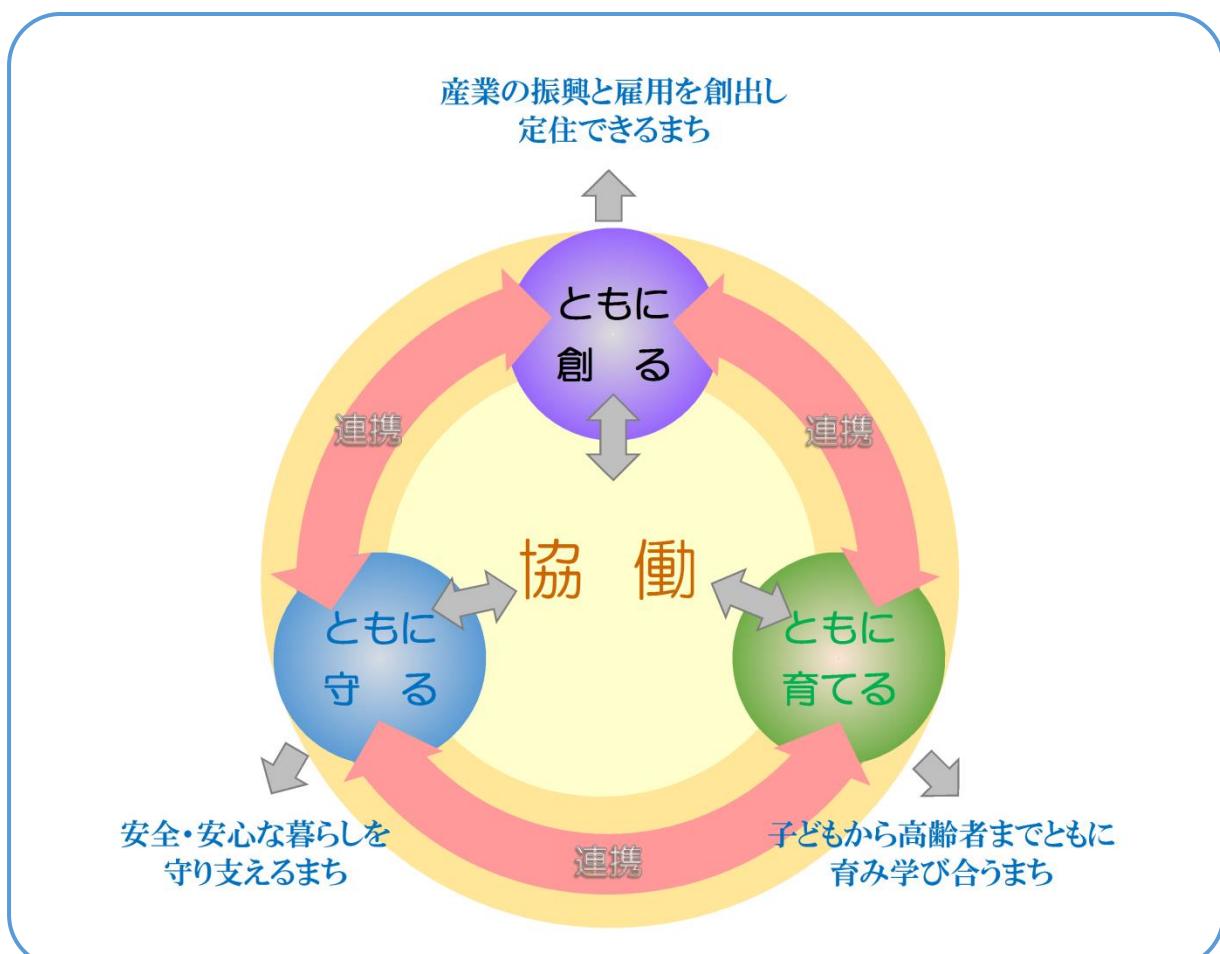
めざすまちの将来像を実現するための、「基本目標」と、これを達成するための「政策」および、これらの取組みを進める上での基本的な方針となる「行政推進の基本方針」を示します。

(1) 基本目標と分野別政策

前章において整理した「まちづくりの主な検討事項」である「仕事づくりと就業の場」「都市の活力向上と魅力発信」「安全・安心で利便性の高い暮らし」「豊かな緑に包まれた良質な暮らし」「子育てと教育環境」「生きがいづくりと活躍の場」に対応し、将来像の実現に向けた取組みを進めていくため、以下の基本目標を設定します。

新たな市場と結びつく仕組みをつくるための『ともに創る 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち』、健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくるための『ともに守る 安全・安心な暮らしを守り支えるまち』、人が育ち学び合う仕組みをつくるための『ともに育てる 子どもから高齢者までともに育み学び合うまち』の3つを基本目標とします。

それぞれの目標には、その達成のために3つの政策を設けるとともに、政策間の連携強化を図ることで基本目標の達成をめざします。また、政策の実行にあたっては、市民との協働による施策の推進に取り組みます。



基本目標「ともに創る」 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち ～新たな市場と結びつく仕組みをつくる～

地域に活力を生み出すためには、市民との協働により経済の活性化と雇用の創出を促し、高められた都市の魅力を市内外に積極的に発信することで、定住人口、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

【政策】

①賑わいと活力を創出する地域産業づくり

農林業、商業、工業、観光産業、その他サービス業などの産業の活性化、地場産業の経営基盤の強化、はしもと産品のブランド化などにより、賑わいと活力を創出する地域産業づくりを推進します。

②雇用の創出と就労環境づくり

多様な業種の企業を誘致することや、創業・起業の支援などの取組みにより雇用を創出するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

③充実した情報整備と魅力的なまちづくり

多様な方法による市民目線での分かりやすい情報発信と情報共有に努め、本市が有する多様な資源を見直し・磨きをかけシティセールスを推進します。

基本目標「ともに守る」 安全・安心な暮らしを守り支えるまち ～健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくる～

市民誰もが健やかに暮らせる環境を実現するためには、豊かな自然を守りつつ、次代に亘って持続可能で利便性の高い都市基盤を維持していくとともに、市民との協働により、安全・安心で住み慣れた地域で住み続けられる仕組みづくりに取り組むことが重要です。

【政策】

④安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

災害・犯罪の対策や、交通安全の取組み、消費生活における相談・対応により、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めるとともに、公共交通・道路・上下水道など暮らしの利便性を支える都市基盤づくりに努めます。

⑤豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

豊かな自然環境や、魅力的な景観をいかした良好な住環境や公園・緑地の整備・保全に努めるとともに、循環型社会へ向けた取組みがなされ、環境に配慮したまちづくりを推進します。

⑥住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、健康づくりの推進と医療体制の整備、地域における支え合いの仕組みづくりなどの取組みを推進します。また、生活の基盤となる社会保障制度の適切な運用により持続可能な社会の仕組みづくりに努めます。

基本目標「ともに育てる」 子どもから高齢者までともに育み学び合うまち ～人が育ち学び合う仕組みをつくる～

市民誰もが生きがいを感じられ、ともに育み、学びえる社会をつくるためには、互いを思いやることができる豊かな心を育てることや、市民との協働により子育て・教育に取り組むことができる仕組みづくりが重要です。

【政策】

⑦一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

互いの人権を尊重するとともに、あらゆる分野での男女共同参画が進み、一人ひとりの個性がいきる思いやりのあるまちづくりを進めます。

⑧妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える地域づくり

地域ぐるみで子育てに取り組む社会づくりを進めるために、地域、保護者、学校・行政が連携できる仕組みをつくり、子育ち・子育て支援の充実と、質の高い学校教育を推進します。

⑨生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

子どもから高齢者まで生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるために生涯学習を推進するとともに、生涯スポーツの振興や青少年の健全育成を推進します。また、併せて文化芸術の振興や豊かな歴史遺産の保存と活用を進めます。

(2) 行政推進の基本方針

まちづくりの主な検討事項「持続可能な市政運営」に対応し、3つの基本目標に掲げる様々な取組みを着実に進め、まちの将来像を実現するための「行政推進の基本方針」を、以下の三点とします。

■ 協働によるまちづくり

市民と行政が協働して様々な問題に取り組むことが重要となることから、市や地域の課題と、進むべき方向性を共有します。そのためには、市民と双方向での情報交流ができるように、情報共有に努めます。さらに、市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、市民が多様な分野におけるまちづくり活動に主体的に参画できるような環境づくりに取り組みます。

■ 多様な連携の推進

大規模災害や救急医療等の緊急時における危機管理の対応等の広域的な課題に対しては、周辺自治体や民間事業者等と連携し、共通の課題の解決を図ります。また、交通、観光交流、生涯学習、文化芸術など広域的な連携により事業効果が増幅される施策に関しては、周辺自治体や民間事業者等と積極的に連携し、地域の活性化や市民の利便性向上等に取り組みます。

■ 持続可能な行政運営

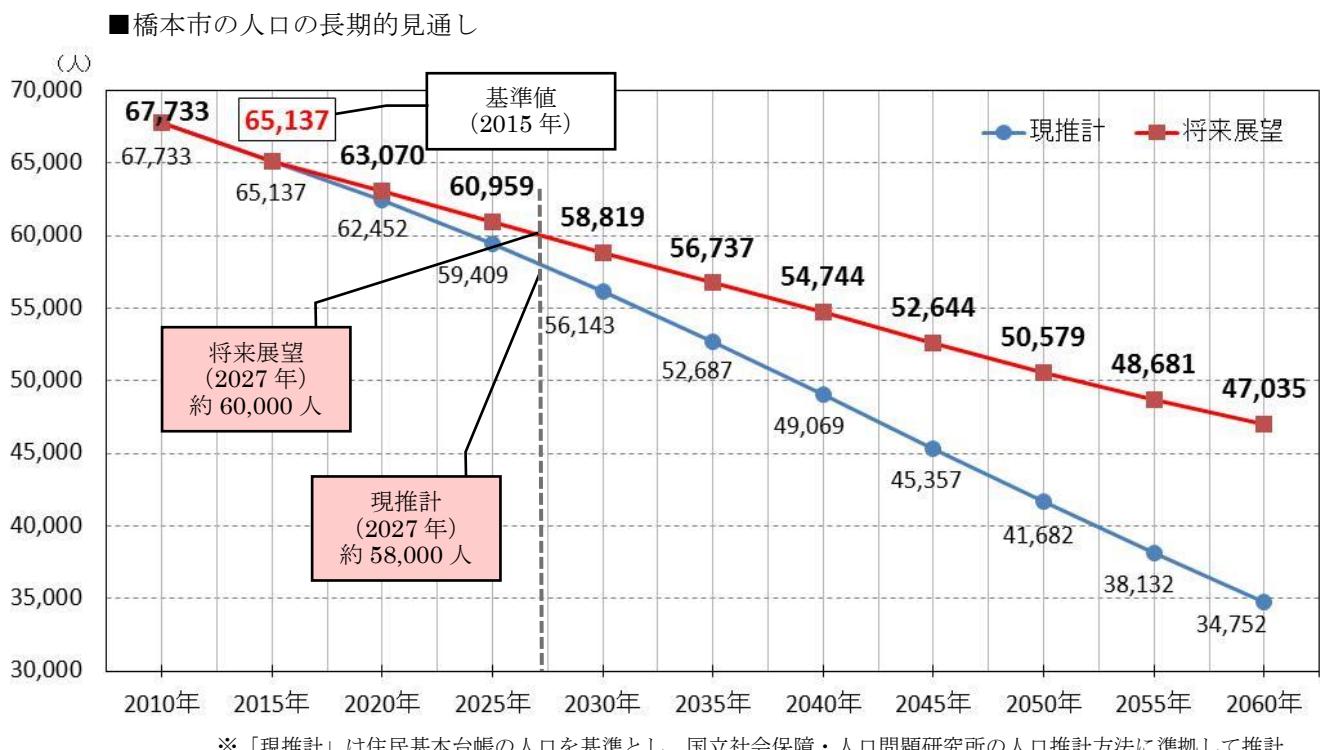
生産年齢人口の減少による市税収入の低減、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の維持に係る支出の拡大などが想定される中で、施策の選択と集中により必要性が高く投資効果が見込まれる施策を重点的に推進するなど、財源を効率的・効果的に活用することで、持続可能なまちづくりをめざします。また、限られた人的資源を有効に活用しながら、効率的に行政サービスを提供して行くため、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築するとともに、職員の能力と意欲の向上に取り組みます。

まちづくりの基本指標として、人口の見通しを以下のとおり設定します。

(1) 将来の人口の見通し

将来人口は2015年（平成27年）の住民基本台帳の人口を基準とし、2015年（平成27年）に策定された、「橋本創生総合戦略」での推計方法に準拠して計算し、目標年次である2027年（平成39年）の将来人口を60,000人と設定します。

目標人口：2027年（平成39年）60,000人



①橋本市の2012年（平成24年）の合計特殊出生率（女性が生涯、何人の子どもを生むかの割合、国は1.35、県は1.46）は1.26であるが、2020年（平成32年）に1.55、2030年（平成42年）に1.8、2040年（平成52年）に2.07まで上昇することを目標としている。

②移住・定住促進施策を重点的に行う事により、転出傾向の強い15歳から29歳までの純移動率を2015年（平成27年）以降、5年毎に20%ずつ縮小することとし、20年後の2035年（平成47年）には移動が均衡するものと想定している。

③人口の推計方法は、コホート法という方法（人口の過去の推移を参考に、出生率と人口移動率、年齢別人口の生存率を想定して推計する方法）で、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準じて推計を行っている。

4

将来の都市構造について

本市がめざすべき都市の将来の姿について、仕組み、形態、配置などの都市構造を示します。

(1) 都市の成り立ち

橋本市は、和泉山脈・紀伊山地の山々に囲まれ、雄大に流れる紀の川を中心として発展し、南北を縦断する高野街道と、東西に横断する伊勢街道が交差する交通の要衝として栄え、紀の川とそれぞれの街道は、歴史文化・経済の交流軸として、この地域の文化、産業を育んできました。

これらの交流軸に沿って、現在ではそれぞれ鉄道、道路が整備されており、本市の活力・発展を支える重要な都市基盤となっています。

(2) 都市構造の基本方針

「まちづくりの基本理念」に基づき、都市構造の基本方針を以下のとおりとします。

豊かな自然や歴史に培われた暮らしを守り育てながら、雇用の確保や定住促進につながる企業誘致を進めるなど、交通の要衝としての優位性をいかします。
また、都市機能や日常生活機能の集約を行うため、必要に応じ土地利用の見直しを検討することや、自然災害や都市災害に対応できる都市基盤が整う都市づくりを目指します。

(3) 都市構造

■都市の「軸」

都市構造の骨格としての軸を、「広域水系軸」と「交通軸」とします。

広域水系軸（紀の川）

紀の川を『広域水系軸』と位置づけ、ダムによる安定した河川の治水機能が保持されるなかでの、多様な交流の場や市民の憩いの場として、本市のシンボルとなる美しい水辺空間の保全と活用を図ります。

交通軸

都市の骨格となる『交通軸』は、和歌山、大阪、奈良、更には中部圏など、広域的な移動の軸となる「高速道路」、「幹線道路」、「鉄道」を位置づけます。「高速道路」には京奈和自動車道、「幹線道路」には国道24号、370号、371号、「鉄道」にはJR和歌山線、南海高野線が備わっています。

また、生活の利便性の確保を図るために、生活を支える主要な道路を「主要道路」とし、公共交通ネットワークの充実に寄与します。

■都市を形成する「ゾーン（面）」

軸に沿って連なる市街地や、その後背地に広がる農地、森林、山地等を「ゾーン（面）」として位置づけます。

市街地ゾーン

道路軸と鉄道軸を中心に形成された住商工が混在する既成市街地や、新たに開発された新市街地等を『市街地ゾーン』とします。

既成市街地等の住宅地では、賑わいと活力ある商業地づくりを促進するとともに増加している空家の利活用を促すなど空洞化を防ぎ、生活利便施設の立地などを誘導することで、生活環境の向上を図ります。

新市街地やその周辺では、地域の特色をいかした景観作りを促進し、緑地や河川等の保全に努めます。

農業増進ゾーン

本市北部の丘陵地や南部の紀の川沿いの丘陵地に広がる優良農地の区域を『農業増進ゾーン』とします。このゾーンでは、豊かな土地や水資源に育まれてきた地域農産物の高付加価値化と都市近郊型農業を推進し、市街地のスプロール化・拡散化等による優良農地の虫食い的な土地利用や荒廃化を防止します。

自然共生ゾーン

森林と農地などが混在する区域は『自然共生ゾーン』とし、里山や農地等の自然や景観の保全を図るとともに、自然・農業体験や環境学習など、市民や来訪者が自然とふれあう場としての活用を図ります。また、集落地においてはコミュニティの維持や農地等の荒廃化に留意しつつ、生活環境の充実など集落環境の向上に努めます。

森林保全ゾーン

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、および高野山町石道玉川峡県立自然公園を含む南部の山地を『森林保全ゾーン』とします。

このゾーンでは、災害の予防や水源かん養をはじめ、地球温暖化の防止、良好な環境・景観といった、公益的な機能の維持・増進のため、開発行為の適正な規制等により、自然環境の保全に努めます。

■都市の「拠点」

都市機能、生活サービス機能等、特色ある「拠点」を配置します。

都市拠点

都市の中心として行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図る拠点を『都市拠点』として市役所周辺(シビックゾーン)に配置します。

地域拠点

生活サービス機能の向上を図る拠点を『地域拠点』として、交通機能と住居・商業等が集積している橋本・御幸辻・林間田園都市・高野口・隅田の5駅周辺に配置します。

環境調和型産業拠点

周辺の環境と調和した産業の誘致を図る地区を『環境調和型産業拠点』として、紀北橋本エコヒルズ、(仮称) あやの台北部用地に配置します。

交流レクリエーション拠点

市民の交流活動や余暇活動の場を『交流レクリエーション拠点』として、「杉村公園」周辺、「橋本市運動公園」および「やどり温泉いやしの湯」に配置します。

都市構造図

| 都市の「軸」 | |
|--------|-----------------------------|
| 交通軸 | それぞれの拠点と市外の都市、市街地の各地区を連絡する軸 |
| 広域水系軸 | 紀の川を軸とした、自然・水利をいかした交流・憩いの場 |



| 都市の「軸」 | 都市を構成する「ゾーン（面）」 |
|--------|-----------------|
| 広域水系軸 | 市街地ゾーン |
| 紀の川 | 農業増進ゾーン |
| 交通軸 | 自然共生ゾーン |
| 高速道路 | 森林保全ゾーン |
| 幹線道路 | 都市の「拠点」 |
| 主要道路 | 都市拠点 |
| 鉄道（私鉄） | 地域拠点 |
| 鉄道（JR） | 環境調和型産業拠点 |
| | 交流レクリエーション拠点 |

都市を形成する「ゾーン（面）」

市街地ゾーン

生活や産業等の都市活動を充実するゾーン

農業増進ゾーン

農地を保全し、農業振興・活性化を促すゾーン

自然共生ゾーン

農地と里山などが混在するゾーン

森林保全ゾーン

本市を初め広域的な山林緑地を構成する緑地・自然環境を保全するゾーン

都市の「拠点」

都市拠点

広域拠点および本市の拠点としての都市機能の集積地

地域拠点

地域生活の拠点としての、交通・住居・商業の集積地

環境調和型産業拠点

産業の誘致を図る拠点

交流レクリエーション拠点

市民交流活動・余暇活動の推進を図る拠点